

## 第八期第6回 中海自然再生協議会議事録案

ところ 自然再生センター事務局（Zoom と対面でのハイブリッド形式）

日付 令和5年3月18日 13:30～17:00

参加者 13人 オンライン参加者 11人

### 協議会からの要望書案の再検討について

國井 6回目の協議会を始める。前回の要望書案に関する継続協議である。

最初に前回の協議会の議事録について、事前に配布しておりますので、修正があればお願いします。

国交省 先に述べた通り、という部分を省略しないでほしい。国交省として、浚渫、窪地の覆砂など水質改善のためにいろいろな事業を行い、効果の持続性等を踏まえ浅場造成へと事業を転換しているということを書き落とさないでいただきたい。

山本 議事録を見るのには時間がかかるので後で回覧してください。

鳥取県 議事録のホームページ掲載は、各委員の確認後にお願いしたいと思います。

國井 これまで会長代理に議事の記録をお願いし、それをもとに事務局が議事録案を作成し、会長が目を通して議事録としていた。事務局としては、議事録の制作が大変負担であり、持ち回りで議事録案の作成をしてほしいと考えている。

鳥取県 事務局で議事録を作っただけだと思います

國井 参加している方を指名してほしい。参加者全員で、持ち回りで対応したい。

鳥取県 務局の負担軽減は理解できます。

島根県 今日この場で即決ではなく相談させてください。

國井 次回の協議会の時に提案する。

島根県 事前に事務局と相談させてほしい。そのほかの負担の分担についても同様だ。

事務局 今できないか。ここで議事録について協力できるか議論できないか。

島根県 過去の事例も調べて後ほどご返事する。ここでのご返事は遠慮させていた。協力できないと言っているのではなく、これまでどのようにしていたのか調べる必要もあり、この場で回答できない。

國井 前回の議事録は、各発言委員の皆さんで確認の上、事務局にご返事ください。

國井 それでは要望書について協議したいと思う。  
山本さんから意見をいただいている。

山本 前回の会議でそれぞれの立場の違いがよくわかった。  
環境省から窒素、リン COD 対策ということで、行政がそればかりになっていることを理解した。中海の生態系の問題は、湖底での貧酸素ということの理解を広げないといけない。  
中海の環境修復については、費用対効果は薄い可能性があるとしてもやらないといけないことだ。

國井 各団体の新たな要望書案がそろっている。山本先生の意見を受けて要望書の書きぶりを変更した。協議会からの要望は、鳥取県から自らが所属する団体に提出することになることがおかしいという話だった。漁協と再生センターからの要望書については問題なく進められると考えている。

島根県 なぜ、この場で漁協と自然再生センターの要望書について話をするのか理解できない。そのようなことを協議する場ではないはずだ。  
他団体の要望書に提出の承認をするのか。

國井 そうではなく、漁協と自然再生センターの要望書提出は報告事項だ。自然再生センターと漁協は、協議会の一メンバーとして参加しているので、要望書を出すことを報告するものだ。報告事項として皆さんのご意見を聞きたいということである。

松本 それでは、要望書について説明させていただく。  
(自然再生センターからの要望書案を読み上げ)

### 三つの要望事項

- ・浚渫くぼ地の対策が重要であることを。特に、石炭灰造粒物での埋め立てで大きな効果があることが確認されている。中海会議でくぼ地対策は効果が小さいという考えを再検討してほしいということ。
- ・中海会議と自然再生センターと情報共有を進めてほしいということ。
- ・中海しゅんせつくぼ地対策の公共事業化。

國井 山本委員の意見を取り入れ大幅に修正されている。  
漁協の要望書と合わせて提出する予定なので漁協の戸谷さんをお願いする。

漁協組合長 中海漁協からの要望事項は、

- ・中海環境修復事業の公共事業化
- ・湖底のくぼ地の改善と水質の調査

國井 要望先から意見があるか？

国交省 前回の協議会では要望書の是非も含め、窪地を今後どうしていくのかという議論を継続するという事で終わっていると認識しており、両者から要望書を提出する前提での報告というのは、受け入れられない。国としては、過去の米子湾の浚渫、窪地の覆砂を踏まえ、現在の浅場整備・覆砂に至っており、中海の環境を改善するスタンスは協議会と同じであり、それを要望という形で返されるのはいかななものかと思う。

また、硫化水素の発生は塩水躍層が中海に入り込む過程で躍層内の酸素が消費された結果、硫化水素が発生しているものと認識しており、窪地だけの問題ではないと思っている。

山本 硫化水素は酸素と容易に結合するので、硫化水素の発生が貧酸素を際限なく発生させる。それによって生き物が生息できなくなる。しかし、今回の議論で認識が違うことを改めて確認した。16年間みんなで議論してきた、理解が広がらないのでやむなく要望書を出そうとしてる。中海会議のことをここでしゃべってほしいと言っても話してくれないし、参加してしゃべらせてくれと言ってもしゃべらせてくれない。行政側は、協議会でいつも黙ってばかりで議論ができない。そのためにやむなく要望書提出ということになった。

鳥取県 鳥取県が自然再生センターや漁協さんの要望書に対して意見を述べる立場ではありませんが、国土交通省さんと同じ意見でして、いきなり要望書を提出するこ

とになったことは、少し残念な気持ちです。

自然再生協議会は協議をする場です。この機会をとらえて、協議のあり方や協議の方法を見直す良いタイミングではないかなと思っております

松本 私の方としては、国土交通省・鳥取県のおっしゃることもわかるのだが、今まで情報共有が十分できていなかったということだと思う。

桑原 第1期の全面覆砂に対比して効果を調べている。結果、年中硫化水素が湖底にある状態だ。くぼ地のほうに先に硫化水素が存在し、酸素を消費している。さらに塩分躍層によって、貧酸素水塊ができやすくなるのだ。こういった情報を情報共有したい。

松本 要望書について、要望事項1と2を情報共有したい。そのうえでの3番目の要望事項ととらえてほしい。

國井 浚渫くぼ地の第一期・第二期の事業実施で得られた最新の知見を取り入れて進めてほしいということ。

国交省 行政として協議会への関わり方について改める必要はあると考えるし、窪地の影響を勉強していくことは理解できるが、公共事業化の要望という表現は納得できない。出雲河川事務所も中海の環境改善に向けてさまざまな事業を行ってきたところであり、今後は自然再生事業に着手していくところである。自然再生事業においても、酸素が確実に回ってくる浅場で対策を行うことは変わらない。今回の要望書では河川管理者に対して公共事業化を求める形に見えるが、そもそも農水省の干拓事業によりできた窪地であり、河川管理者がすべて対応するという事にはならないと思っている。この要望書を出されても事業化については、難しい。

松本 我々は、お役所を攻めているわけではない。要望書における1と2が共通認識になればと考えている。

島根県 自然再生センター、漁協の要望書提出には意見を言える立場ではない。今後の中海自然再生協議会での議論については方向性を検討したい。

山本 今回の要望書の議論でよくわかったが、この自然再生協機会を15年間やってきて行政と専門家の間でどうしたら自然再生がうまくいくか全く共通認識ができていない。中海会議での議論の情報もいただけない。オブザーバー参加ができるとい

っても、発言権もないのに、わざわざ広島から出向くわけにもいかない。

広野さんに質問なのだから、国交省はなぜ浅場から自然再生をするのか教えていただきたい。

国交省 これには 1980 年代からの長い経緯があり、最初に米子湾で 100 万立米の浚渫を行った。次に、窪地に覆砂を行ってモニタリングした結果、効果の持続性に課題があることから平成 16 年以降、水深 4 m より浅いエリアで浅場整備・覆砂に取り組んでおり、学識者の意見を聞きながら効果を検証している。その結果について協議会で説明することも可能であり、中海の環境改善に向けて議論を行っていただければ良いと考える。協議会の取り組みにより窪地に関する新しい知見が得られていることも理解しているが、流れとして浅場整備を継続する形になる。

松本 要望書には公共事業化の言葉を残してゆきたいと考えている。しかし、もう少し柔らかい表現にならないか検討したい。

漁協組合長 中海は、汽水湖ということ貧酸素水塊ができることが宿命であり、そのため、浚渫くぼ地がそのまま放置されることが心配である。

国井 2 月の自然再生協議会で要望書を出す話をしたのは、中海会議の情報提供がされず、行政、民間が別となって動いていることが問題と考え、要望書を出そうということになった。今まで協議会を繰り返し行ってきたが協議会で行政側から発言がなかった。中海の自然再生について、せっかく協議会があるにもかかわらず、県、NPO、行政がばらばらで動いている今日の状況を何とかしたいと考えている。

山本 要望書を出しても効果がないということであったが、要望書を出すことによって問題を明らかにしたい。要望書を出してそれを受けてやるかやらないかは受けたほうが考えることであり、今回一度提出すべきだと考えている。

桑原 くぼ地の埋め立てについて公共事業として支援してほしいという思いで要望書を出している。

平井 霞ヶ浦では、自然再生協議会を国交省主導でやっていて、科学的データをコンサルが積み重ねている。

また、中海会議が要望先にならないか。要望書の理念について中海会議に伝わらないのが残念である。

國井 要望書案を制作している初期には中海会議に提出することを考えていた。

鳥取県 中海会議は行政会議です。  
行政会議が要望書を受ける主体になるかについては勉強不足でわかりかねます。  
後日、担当部局に確認をしてみます。

山本 中海会議は不思議な会議だ。何を目的にしているのかわからないし、何かを決めるわけでもない。  
水質に関する部会があるが、水質に関する専門家の名前も公表されていない。これでは科学的な議論もできない。

鳥取県 水質流域部会の意見をまとめるときは、専門家三名の方にきいて進めている。

平井 理解した。会議なのでその対象でないとわかった。中海会議の専門家と意見を交換しないと意味がない。中海会議は、鳥根鳥取の連絡会議だと思うが、T-N,T-P,CODだけに注目しては中海の生態系の改善は期待できない。

國井 今回は報告事項として、漁協と自然再生センターから要望書を提出するというこ  
とで、要望書案について報告した。

松本 中海会議が要望先になるのか誰が調べるか。また専門委員の方のお名前も教  
えてほしい。

鳥取県 担当部局と話をして、鳥取県と鳥根県と国と協議して回答します。  
いつまでに回答が必要でしょうか。

松本 年度内に要望書を提出予定だ。

休会 五分

中海自然再生協議会から要望書提出について

國井 中海自然再生協議会の要望書について協議したいと思う。  
~資料「協議会からの要望書案に対する協議会事務局からの提案」全文 読み上げ~  
1 中海会議での議論の内容についての協議会内での共有  
2 窪地の環境修復が中海生態系にとって重要であることの理解の増進

### 3 中海浚渫窪地の環境修復事業の公共事業化

要望先として、国土交通省、環境省、島根県、鳥取県への提出を考えている。

前回、鳥取県から自らが所属する協議会に要望書を出すことはできない。また、協議会は、関係団体が協議する場であって、他の団体に要望するとは書かれていないとの発言があった。しかし、中海自然再生協議会の規約第五条には、協議会の所掌事務として、1 自然再生全体構想の作成、2 自然再生実施計画の案の協議、3 自然再生事業の実施に係わる連絡調整、4 その他必要な事項とあり、今回は 4 のその他必要な事項と捉える。

鳥取県 自然再生推進法を所管している環境省に、この法第 8 条の解釈について問い合わせをしたところ、「協議会は、関係機関が自然再生について協議する場であり、その所属団体に要望書を出すことはなじまない。関係者間で議論を深めるべき。(趣旨)」と回答いただきました。

よって、協議会が行政委員に対して要望書を提出することについて理解することは難しいと考えています。

島根県 法を所管している環境省が、協議会による要望書提出はなじまないという解釈を示しているので、鳥取県に同意だ。

環境省(大山隠岐国立公園事務所)

鳥取県が環境省本省に確認され、「なじまない」という回答であったとのことであるが、言葉の通り「なじまない」ということであって「出してはいけない」という話ではないため、どのようにしていくのがよいか協議会で話し合えればと思う

国交省 この要望書の主旨は、協議会において窪地に関する情報共有、理解の共有を図るという主旨だと思う。

松本 協議会としては、要望書を出してはならないとはなっていないので、出せると考えている。

國井 この協議会は構成員の総意で進めたいと考えている。ただ、協議会の意思決定は全会一致が原則で、意見が一致しないならば要望書は出せないと考えている。

平井 協議会としては、要望書ではなく自然再生センターや漁協の要望書に添付書文

書として提出してはどうでしょうか。

国交省 要望書の内容について、次期の実施計画に盛り込む方法もあるのではないかと。

鳥取県 鳥取県には湖山池があります。今年度、第4期湖山池水質管理計画を策定いたしました。水質管理計画の前文にこれまでの経緯等を簡単にまとめました。よって、中海自然再生協議会さんが作成された現在の文書を第三期計画の前文に残すという方がいいのではないかと考えています。

山本 協議会は協議する場であるので、協議をすべきだ。一部構成員に協議会から要望を出すのはおかしいというのは理解できる。

菊池 協議会が構成員に要望書を出すことが難しいと言うことは理解できる。要望書を出すプロセスで議論をしたことはよかったし、出そうとするまで議論が進まなかったことに問題がある。ただ、論理的に難しいことをすべきではない。

松本 私も協議会として要望書を提出することは難しいと思う。その上で、自然再生センターと漁協が提出する要望書に協議会の意見としてつけるべきと思う。

桑原 どこまで地位の人にこの要望書もしくは意見書が届くのか。担当者レベルで終わってしまうのではないかと。

国交省 協議会での話は、所長レベルまで上げている。ただ、基本的には協議会の委員は事務所長ではないので委員となっている役職が協議会での責任者となると考えている。出雲河川事務所の場合、旧水質保全課の課長となっているので、その立場となる。

ちなみに 鳥取県は〇〇課課長 島根県は〇〇局局長

西村 私は協議会で要望書を出すべきだと思う。ただ、受け取る側が拒否すればよいことだと思う。

平井 先ほども説明したが意思表示に過ぎないのでその背景を説明する必要がある。



山本 提出先について国土交通省の出雲河川事務所だけでなく、農水省も対象にすべき。山陰地区には送り先は農水省の事務所はないか。

小倉 協議会の設立時は中国四国農政局が入っていただいていたが来られなくなった。現在、松江に農水省の事務所があるが担当部局がわからない。

鳥取県 どのような方法で、現在の中海自然再生協議会の考えを残すかについては、会長が決めるのではなく、協議会で議論し、決定されるものと考えています。

國井 本日は、要望書案については提出するとはしない。他の要望書案に入れてもらうか、第三期計画に入れてもらうことを検討したい。

国交省 内容については今後協議されるという認識でよいか

國井 要望書として出す。他の要望書に添付文書として入れる、次期自然再生計画に文章をいれる。の3案のいずれかで対応したい。

鳥取県 協議会は全会一致のはずだ。会長の一任ではないはずだ。

島根県 要望書案についてどうするかという問題は、協議会の総意でなければならない。これについて、合意形成が必要である。自然再生協議会としての文書の扱いについては、協議会で了承される必要がある。

漁協組合長 各団体で温度差があるので合意は難しいだろう。協議会としてどうしていくか、今後も議論していってもらいたい。

山本 漁協と自然再生センターは、いち早く要望書を提出すべきと考えている。

鳥取県 年度末まで2週間もありません。要望書を提出されるとなると、スケジュール的に非常にタイトだと思います。以前、國井さんから5月頃以降と伺っていました。5月以降の提出をご検討いただければ幸いです。

松本 5月になっても内容が伝わればよいと考える。

漁協組合長 それはかまわない。

國井 自然再生センターと漁協は、5月頃に要望書を提出することとする。

松本 次の協議会は、自然再生センターの要望書に協議会の要望書の文章を添付するかどうかを協議したい。

國井 みなさま、今回で第八期は、終わりとなりますので次の第九期の委員となさせていただきますようよろしくお願いいたします。

鳥取県 2点お願いしたいことがあります。

1点目は、鳥取県が自然再生センターと漁協さんの要望書に対して意見を述べる立場ではありませんが、要望書の中に、要望の根拠となる数字を加筆していただくとありがたいと思います。

2点目は、協議会を開催するに当たっては、事前に協議するテーマ、論点を教えていただければありがたいと思います。行政職員として出席していますが、組織として対応していますので、協議会の前に課内で論点整理の上、出席させていただければ、よりよい協議の場となると思います。

國井 次回から論点整理することについて了解した。

澤田委員 今回の議論は浚渫窪地についてばかりでした。当初は、分科会も作って幅広く論議するという話であったが、コロナでなくなった。次期は、いろいろな分野について意見交換ができる場を作っていただきたい。

國井 自然再生センターと漁協からは要望書を出し、協議会の要望書については、その精神を生かしていく方法を考えたい。今回は、第九期となるが現委員に再度登録していただくようによろしく願います。